

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、

生活資金でお悩みの皆様へ

最大 20 万円

無利子で緊急貸付します

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

◆休業された方向け（緊急小口資金）

⇒10万円以内

（学校等の休業、個人事業主等の場合 20万円以内）

◆失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

⇒（単身世帯）月 15万円以内

（複数世帯）月 20万円以内

★詳細は裏面をご参照ください★

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができる予定です

【ご相談・お申し込み先】 ※ 居住地の市区町村の社会福祉協議会が窓口になります。

神奈川県内の市区町村社会福祉協議会

| | | | | | | | |
|-------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 横浜市 | | 栄区 | 045-894-8521 | 横須賀市 | 046-821-1301 | 綾瀬市 | 0467-77-8166 |
| 鶴見区 | 045-504-5619 | 泉区 | 045-802-2150 | 平塚市 | 0463-21-8813 | 葉山町 | 046-875-9889 |
| 神奈川区 | 045-311-2014 | 瀬谷区 | 045-361-2117 | 鎌倉市 | 0467-23-1075 | 寒川町 | 0467-74-7621 |
| 西区 | 045-450-5005 | 川崎市 | | 藤沢市 | 0466-50-3525 | 大磯町 | 0463-61-9390 |
| 中区 | 045-681-6664 | 川崎区 | 044-246-5500 | 小田原市 | 0465-35-4000 | 二宮町 | 0463-73-0294 |
| 南区 | 045-260-2510 | 幸区 | 044-556-5500 | 茅ヶ崎市 | 0467-85-9650 | 中井町 | 0465-81-2261 |
| 港南区 | 045-841-0256 | 中原区 | 044-722-5500 | 逗子市 | 046-876-6222 | 大井町 | 0465-84-3294 |
| 保土ヶ谷区 | 045-341-9876 | 高津区 | 044-812-5500 | 三浦市 | 046-888-7347 | 松田町 | 0465-82-0294 |
| 旭区 | 045-392-1123 | 宮前区 | 044-856-5500 | 秦野市 | 0463-84-7711 | 山北町 | 0465-75-1294 |
| 磯子区 | 045-751-0739 | 多摩区 | 044-935-5500 | 厚木市 | 046-225-2947 | 開成町 | 0465-82-5222 |
| 金沢区 | 045-788-6080 | 麻生区 | 044-952-5500 | 大和市 | 046-200-6177 | 箱根町 | 0460-85-9000 |
| 港北区 | 045-547-2324 | 相模原市 | | 伊勢原市 | 0463-94-9600 | 真鶴町 | 0465-68-3313 |
| 緑区 | 045-931-2478 | 中央区 | 042-756-5034 | 海老名市 | 046-235-0220 | 湯河原町 | 0465-62-3700 |
| 青葉区 | 045-972-8836 | 南区 | 042-765-7065 | 座間市 | 046-266-2025 | 愛川町 | 046-285-2111 |
| 都筑区 | 045-943-4058 | 緑区 | 042-775-8601 | 南足柄市 | 0465-73-1575 | 清川村 | 046-287-1118 |
| 戸塚区 | 045-866-8434 | | | | | | |

休業された方向け（緊急小口資金）

- **貸付上限額**：10万円以内。ただし、以下の場合は20万円以内の貸付が可能
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上のとき
 - (4) 世帯員に下記の①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
 - (6) その他、特に資金の貸付需要があると社会福祉協議会会長が認めるとき
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後2年以内

★緊急小口資金特例貸付の借入申込に必要な書類等は、[神奈川県社会福祉協議会ホームページ](#)からのダウンロード、または居住地の社会福祉協議会からの郵送により入手してください。

また、中央労働金庫においても郵送による受付を行っています。中央労働金庫宛にお申込みの方は、全国労働金庫協会ホームページ (<https://all.rokin.or.jp/kinkyukoguchi.html>) からダウンロードができます。

失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

- **貸付上限額**：(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 ともに貸付期間は原則3月以内
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後10年以内

★総合支援資金（生活支援費）特例貸付の借入申込に必要な書類等は、神奈川県社会福祉協議会ホームページからのダウンロード、または居住地の社会福祉協議会からの郵送により入手してください。

【緊急小口資金】【総合支援資金（生活支援費）】の特例貸付への借入申込は、感染症拡大防止の観点から、郵送によるお申込みにご協力をお願いいたします。

注意事項

- * 休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。
- * 個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。
- * 審査の結果、貸付ができない場合があります。また虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は即時に返還していただきます。
- * 貸付決定がされたあと、ご本人名義の金融機関の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
- * たいへん多くの方からお申込みをいただいておりますので、順次、審査を進めていますが相当な日数を要します。書類に不備等がある場合には、その訂正に必要な日数がかかりますのでご了承ください。
- * ご返済の方法はゆうちょ銀行からの払込となります(口座引落希望の方はご相談ください)。
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。
- * 現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。社会福祉協議会では、さまざまな福祉サービスを提供している所もありますので、支援者を経由した感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

実施主体：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（地域福祉推進部 生活支援担当）

連絡先：〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

電話：045-311-1426（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00）

2020.5.27